

「ちょい困サービス」とは (訪問型サービス・活動B)

3人以上の
地域住民主体の団体
(法人格の団体を除く)



困ったなあ。でも頼
れる人が身近にい
ない……

高齢者の方
(原則65歳
以上の方)



利用料

サービス提供

支援

流山市

補助金の交付



担い手養成研修



サービス内容

生活のちょっとした困り事



電球交換



草刈
樹木剪定



ゴミ出し

1 ちょい困サービスの運営費補助

内容	日常生活支援（ちょっとした困りごと） [具体例]ゴミ出し、電球交換、草刈、衣替え、買物付添など
利用者の要件	高齢者の方（原則65歳以上の方）
補助対象経費	間接経費のみ ①消耗品費 ②印刷費（チケットやちらしの作成など） ③光熱水費※1 ④通信費（コーディネーター用電話など） ⑤研修費 ⑥コーディネーター費（連絡調整役の賃金） ⑦借上料（事務所の家賃）※1 ※1 市から補助等を受けていない建築物を拠点とする場合にのみ支給
補助上限額	経費①～⑥ 月平均の延べ利用者数が 1人以上15人以下 60,000円（年間） 16人以上35人以下 80,000円（年間） 36人以上 100,000円（年間） 経費⑦ 240,000円（年間）※2※3 ※2 借上に要した費用の2分の1が対象。 ※3 1か月あたりの上限額は20,000円
サービス提供者の要件	次のすべてを満たす人 ①従事者が3人以上（半数が市内在住であること） ②活動拠点が市内 ③週1日以上の利用可能日
利用者負担額	各団体で定める

ちよい通サービスとは (通所型サービス・活動B)

空き家や
自治会館を活用

3人以上の
地域住民主体の団体
(法人格の団体を除く)



歩いて行けるとこ
ろに通いの場があ
るといいな。

利用料

高齢者の方
(原則65歳
以上の方)



サービス提供

サービス内容

地域の身近な通いの場



軽体操



料理教室
カフェ



支援

流山市

補助金の交付



担い手養成研修



2 ちょい通サービスの運営費補助

内容	身近な通いの場づくり [具体例]ミニデイ、軽体操、カフェ、料理教室など						
利用者の要件	高齢者の方（原則65歳以上の方）						
補助対象経費	<p>間接経費のみ</p> <p>①消耗品費 ②印刷費（チケットやちらしの作成など） ③光熱水費※1 ④通信費（コーディネーター用電話など） ⑤研修費 ⑥会場使用料 ⑦講師謝礼 ⑧コーディネーター費（連絡調整役の賃金） ⑨借上料（事務所の家賃）※1 ※1 市から補助等を受けていない建築物を拠点とする場合にのみ支給</p>						
補助上限額	<p>経費①～⑧ 月平均の延べ利用者数が</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>1人以上50人以下</td> <td>60,000円（年間）</td> </tr> <tr> <td>51人以上100人以下</td> <td>80,000円（年間）</td> </tr> <tr> <td>101人以上</td> <td>100,000円（年間）</td> </tr> </table> <p>経費⑨ 240,000円（年間）※2※3 ※2 借上に要した費用の2分の1が対象。 ※3 1か月あたりの上限額は20,000円</p>	1人以上50人以下	60,000円（年間）	51人以上100人以下	80,000円（年間）	101人以上	100,000円（年間）
1人以上50人以下	60,000円（年間）						
51人以上100人以下	80,000円（年間）						
101人以上	100,000円（年間）						
サービス提供者の要件	次のすべてを満たす人 ①従事者が3人以上（半数が市内在住であること） ②活動拠点が市内 ③週1日以上の利用可能日						
利用者負担額	各団体で定める（実費は利用者負担）						

ちよい困サービス+(プラス)とは (訪問型サービス・活動D)

3人以上の
地域住民主体の団体
(法人格の団体を除く)



利用料

サービス提供

高齢者の方
(原則65歳
以上の方)



買物に行きたい
けど、重いものを
持って歩くのは
大変だな…

サービス内容(ちよい困サービスと一体的に行う) 移送前後の生活支援



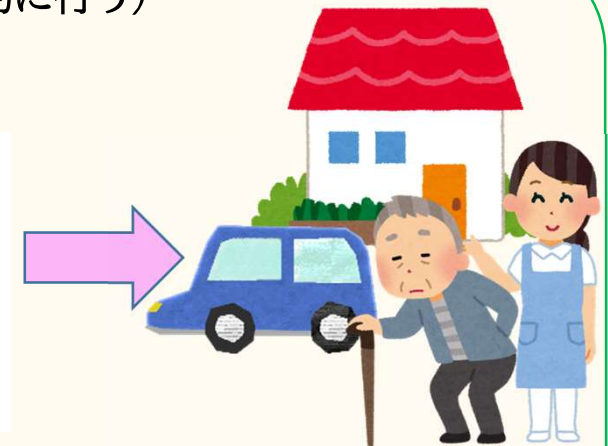
移送前後の生活支援
(訪問型D)



病院の付添
(訪問型B)



買物の付添
(訪問型B)



移送前後の生活支援
(訪問型D)

3 ちょい困サービス+の運営費補助

内容	ちょい困サービスと一体的に行う移送前後の生活支援
利用者の要件	高齢者の方（原則65歳以上の方）
補助対象経費	間接経費のみ ①コーディネーター費（連絡調整役の賃金）
補助上限額	30,000円（年間） ※開設期間によって支給割合の設定あり
サービス提供者の要件	①ちょい困サービスと一体的に行う ②送迎は無償運送
利用者負担額	各団体で設定（送迎部分は無料又はガソリン代等の実費程度）

4 住民主体型サービスの準備金

内容	住民主体型サービスを始める団体に対し初年度のみ交付
補助対象経費	①消耗品費 ②修繕費(軽微なものに限る。) ③借上料 ④備品購入費
補助上限額	1拠点につき 上限150,000円

<対象外>

- 既に市からの補助を受け運営している建築物を活動拠点にする場合
- 従事者の過半数が、既に本補助を受けている他の団体の従事者である場合
(異なるサービス種目の場合を除く)
- 既に住民主体型サービス補助金の交付を受けた建築物を活動拠点にする場合